

令和2年4月8日

会員各位

緊急事態宣言発令に伴うレッスン休講について

会員のみなさまにおかれましては、日頃より弊社施設をご利用いただき誠にありがとうございます。この度、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「緊急事態宣言」が発令され、自治体からの要請の趣旨に沿い、下記の期間レッスンを休講といたします。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- レッスン休講期間：2020年4月8日（水）～ 5月6日（水）
上記の期間中のレッスン全般を休講とさせていただきます。
2020年5月7日（木）より通常スクール再開予定
*感染拡大の状況により変更になる場合がございます。

- 4月分の受講料の返金を5月分受講料で調整し、引き落としさせていただきます。

- 今後のスクール再開やスクールカレンダーの変更につきましては、ホームページ・メール等にてご案内いたします。

- 4月から6月（第1期）のレッスンは下記の対応にいたします。
 - ・有効期限：2020年9月29日（火）まで
 - ・持越回数制限：なし
 - ・持越手数料：無料
 - ・振替手数料：無料にて受講していただけます。（第2期：7月から9月スクールご継続の方が対象です。）

- 今後も新型コロナウイルス感染拡大状況等により適切に対応して参ります。
また、状況が変化しましたら、随時ご案内させていただきます。
皆さまにおかれましては、健康管理と感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

モリタスポーツ・サービス株式会社